

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月31日

【四半期会計期間】 第94期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 トヨタ車体株式会社

【英訳名】 Toyota Auto Body Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 水嶋敏夫

【本店の所在の場所】 愛知県刈谷市一里山町金山100番地

【電話番号】 刈谷(0566)36-2121

【事務連絡者氏名】 経理部長 深谷康司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南二丁目3番18号(トヨタ九段ビル)
トヨタ車体株式会社 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3263-6353・6354

【事務連絡者氏名】 主担当員 桜井勝彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成19年10月1日付で岐阜車体工業(株)を株式交換により完全子会社とした。これに伴い、同社が保有していたトヨタ自動車株式(親会社株式)を、会社法第135条第3項の規定に基づき、平成20年3月末に売却した。この売却益について、当初は岐阜車体工業(株)の個別貸借対照表上の取得原価を基に売却益を計上していたが、連結上は、同社の連結受入時点での時価を簿価として、売却損益の修正を行うべきであることが判明したため、当該会計処理について修正を行った。

その結果、平成20年8月8日に提出した第94期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)四半期報告書の記載内容の一部に訂正すべき事項があるため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものである。

訂正後の四半期連結財務諸表については、あらた監査法人により再度四半期レビューを受け、その四半期レビュー報告書を添付している。

なお、四半期連結財務諸表の記載事項にかかる訂正箇所についてはXBRLの修正も行ったため、併せて修正後のXBRL形式のデータ一式(表示情報ファイルを含む)を提出する。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示している。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

(訂正前) 2ページ

回次	第93期
会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	1,571,519
経常利益 (百万円)	22,499
四半期(当期)純利益 (百万円)	<u>13,107</u>
純資産額 (百万円)	227,456
総資産額 (百万円)	486,767
1株当たり純資産額 (円)	1,915.10
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	<u>114.61</u>
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	
自己資本比率 (%)	46.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	73,576
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,775
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,059
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	69,036
従業員数 (人)	16,067

<後略>

(訂正後)

回次	第93期
会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	1,571,519
経常利益 (百万円)	22,499
四半期(当期)純利益 (百万円)	<u>11,305</u>
純資産額 (百万円)	227,456
総資産額 (百万円)	486,767
1株当たり純資産額 (円)	1,915.10
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	<u>98.86</u>
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	
自己資本比率 (%)	46.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	73,576
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,775
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,059
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	69,036
従業員数 (人)	16,067

<後略>

第5【経理の状況】

2 監査証明について

(訂正前) 9ページ

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けている。

(訂正後)

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しているが、訂正後の四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受け、改めて四半期レビュー報告書を受領している。

-

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(訂正前) 11ページ

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<前略>		
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,371	10,371
資本剰余金	17,441	17,442
利益剰余金	<u>194,630</u>	<u>193,849</u>
自己株式	4	3
株主資本合計	<u>222,440</u>	<u>221,660</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	<u>3,462</u>	<u>3,332</u>
為替換算調整勘定	329	878
評価・換算差額等合計	<u>3,132</u>	<u>2,454</u>
少数株主持分	3,470	3,341
純資産合計	229,043	227,456
負債純資産合計	500,615	486,767

(訂正後)

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<前略>		
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,371	10,371
資本剰余金	17,441	17,442
利益剰余金	<u>192,829</u>	<u>192,048</u>
自己株式	4	3
株主資本合計	<u>220,638</u>	<u>219,859</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	<u>5,263</u>	<u>5,134</u>
為替換算調整勘定	329	878
評価・換算差額等合計	<u>4,934</u>	<u>4,256</u>
少数株主持分	3,470	3,341
純資産合計	229,043	227,456
負債純資産合計	500,615	486,767

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年3月31日

トヨタ車体株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 山田 美典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大場 康史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ車体株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタ車体株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について四半期レビューを行った。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置について耐用年数を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。